

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

Resource Management for the Next Generation : Co-management of Fishery Resources in Western Canadian Arctic Region

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 岩崎・グッドマン, まさみ メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.15021/00001794 |

次世代のための資源管理 カナダ西部極北地域における海洋資源共同管理

岩崎・グッドマン まさみ
北海学園大学

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 1 はじめに | のケース |
| 2 国家管理から共同管理への変化の過程 | 5 イヌヴィアリティット漁業共同管理委員会 (FJMC) の構成と機能 |
| 3 カナダにおける先住民族政策の概略： イヌヴィアリティット最終合意に至るまで | 6 FJMC における TEK と SEK の実践 |
| 4 西部極北地域のイヌヴィアリティット | 7 共同資源管理が意味するものとは |

It is important for us to learn this (co-management) because we are the next generation. We have to be prepared to take over the management of our renewable resources.

(私たちが次の世代をになうのだから、共同管理を勉強することは大切です。再生資源の管理の仕事を引き継いでいくために。)

「ボーフォート・シー 2000 会議」に於ける高校生の発言

(FJMC 1999:14)

1 はじめに

カナダ西部極北地域に住むイヌヴィアリティット (Inuvialuit) は、カリブーやバレーガなどの野生動物資源を捕獲し、日常の食料とする狩猟・漁労の伝統を今も守り続けている。1984 年以來「イヌヴィアリティット最終合意 (Inuvialuit Final Agreement)」のもとで、この地域の先住民族は狩猟・漁労の対象となる資源をカナダ政府と共同で管理してきた。近年、カナダ先住民族社会において、このような政府との共同資源管理制度が、従来の政府中心の資源管理に代わる形態として定着してきているが、イヌヴィアリティットは共同管理の実践者としてすでに 20 年に近い経験を重ねてきた。イヌヴィアリティットの再生資源 (renewable resources) ¹⁾ の共同管理制度は成功例として注目されているばかりでなく、これまでイヌヴィアリティットはワークショップや会議を通して、共同資源管理の先駆者としての経験を他の地域の先住民族や政府機関に伝えてきた。カナダ先住民族社会において、国家や国際機関が中心となる資源管理制度の有効性に対する疑問が報告され (Pinkerton 1989; DeSombre 2001; 岩崎・グッドマン 2002)、これらの資源管理制度に代る新たな資源管理の形態が模索されてきた。近年、資源管理の主体を政府から地域へと移行し、政府と先住民族の共同管理

(co-management) やコミュニティ中心 (Community-based Management) の資源管理が試みられ、その成果は高く評価されている (Berkes 1987; 1989; Berkes et al.1989; McCay and Acheson 1987; Freeman 1989; Freeman and Carbyn 1988; Pinkerton 1989; Freeman et al. 1992; Richard and Pike 1993; Olsen 1997; Weinstein 1999; 秋道 2002)。

現代社会において先住民族が狩猟・漁労の伝統を維持するために、資源を適切に管理する事は欠かすことのできない条件であり、その成功例とされるイヌヴィアリティの事例から学ぶべき事は多い。資源ユーザーである先住民族とカナダ政府とによる共同資源管理制度の成立の過程と現状を検証することにより、現代の先住民族社会において狩猟・漁労の伝統を守り、次世代へ継承していくことに伴う問題、さらにそれらの問題を克服する可能性が見えてくる。本稿では、第一に先住民族社会における資源共同管理制度の確立の過程で、これまで報告されてきた様々な事例や分析を検証することにより、共同管理制度の理論的理解を深める。第二にカナダ先住民族が抱える問題の中核にあり、イヌヴィアリティの資源共同管理の法律上の枠組みとなっている土地権及び先住権の交渉の進展を検証する。第三に筆者が1998年以来行ってきたフィールドワークから得られたデータをもとに、カナダ極北地域のイヌヴィアリティが実践してきた漁業資源の共同管理制度とはどのようなものであるかを考える。

2 国家管理から共同管理への変化の過程

資源利用と管理を考える出発点として、先住民族が狩猟・漁業活動において捕獲対象とする魚類や野生動物などの再生資源の特徴を捉える必要がある。これらの資源は家畜などのように所有者が特定できる資源 (private property) とは異なり、所有者が特定し難い共有資源 (common property) である。一般的に野生動物などは多くの資源ユーザーの共有物と考えられ、またサケやクジラのように広域に渡って回遊する資源などは、それぞれの地域で異なった資源ユーザーの捕獲対象となるという特徴がある。ハーディン (Hardin 1968) はこのような共有資源の管理の難しさを「共有の悲劇 (The Tragedy of the Commons)」の中で論じている。ハーディンによれば、共有資源はその資源に関わる地域全体のものであり、言い換えれば誰もがその資源を利用できる。それ故に、特定の資源に対して過度の競争が起きると、その抑制が効かずに枯渇に至ると言うのである。ハーディンの「共有の悲劇」は長い間、漁業や森林資源管理等の分野、その他多くの分野において資源枯渇や環境破壊のシナリオとして参照され、共有資源の枯渇を避けるためには、国家が介入するべきであるという政策決定に強い影響力を持ってきた (McCay and Acheson 1987; Ostrom 1990)。

カナダ先住民族社会に目を向けてみると、ハーディンが「共有の悲劇」に示した単

純なシナリオが必ずしも当てはまらない例が多いことに気がつく。北西海岸先住民族は生活の中心であったサケ資源を伝統的社会・文化制度のなかで、効率良く利用・管理してきた。現在見られるサケ資源の減少は、その後のカナダ近代化の過程で、カナダ政府の資源管理体制のもとで起きた悲劇であり、その要因は多様である (Meggs 1991; Newell 1993; 岩崎・グッドマン 1999; 2002)。さらにワインスタイン (Weinstein 1994) は、カナダ先住民族は漁業資源に関して、あきらかな所有権の概念を持っていたとし、ゆえに魚類を共有資源として捕らえることはできないとしている。同様にニューウエル (Newell) は共有資源という概念自体がヨーロッパの概念であり、カナダ先住民族社会の実情には馴染まない、根本的に「共有の悲劇」のシナリオを否定している (Newell 1993; 岩崎・グッドマン 1999)。この他に、カナダ先住民族社会をフィールドとして調査を行ってきた多くの研究者は、カナダ先住民族社会には、資源利用を規制する制度が伝統的社会・文化制度の中に組み込まれており、資源管理は地域コミュニティの社会組織や自然観などと切り離して捕らえることができないとして、一様にハーディンのシナリオを否定している (Berkes 1987; Feeny et al. 1990; Pinkerton 1990; Freeman 1993; 岩崎・グッドマン 1999)。秋道 (1997) はハーディンの言う「共有」という概念そのものに国家中心の発想が反映されていると指摘している。これらの研究者たちは先住民族社会における共有資源の管理に必要なのは、所有でも国家の介入でもなく、伝統的資源管理制度の有効性に立ち返り、その原理を現代の資源管理に活かすことであるとしている。

現在、極北地域にみられる先住民族社会とカナダ政府との共同資源管理制度が確立する過程で、多くの研究・調査が行なわれ、その成果が蓄積されてきた。1970年代にイヌイットの伝統的狩猟・漁労活動を調査し、イヌイットの居住及び狩猟・漁労・採集活動の活動地域を明らかにし、現在のヌナブト準州の青写真を作ったイヌイット土地利用と居住地域調査 (Inuit Land Use and Occupancy Project) (Freeman 1976)、さらに石油パイプライン建設の事前調査として、野生動物や先住民族文化に及ぼす影響を調査したマッケンジー・バレーパイプライン調査 (The Mackenzie Valley Pipeline Inquiry) (Berger 1977) は、カナダ極北地域における現行の資源管理制度の前提となる諸条件を提示したと言える。これらの調査により、先住民族による資源利用がカナダ主流社会で一般的にとらえられている商業的、あるいはリクリエーション的活動とは異なり、先住民族社会における生活の要となる重要な社会・文化・経済的機能を果たすこと、さらにカナダ社会に生活する先住民族にとって、資源利用は民族アイデンティティの基盤であること、またその資源利用の中核に土地があり、その土地を含む自然環境が生み出す資源があるとする理解が確立した。バージャー (Berger 1977) はこれらの先住民族と土地および資源との伝統的な関わりを円滑に機能させるためには、現代社会において先住民族の自決権 (self-determination) を認めていくことが不可欠であると

指摘している。先住民族社会における資源利用に対するこのような理解は、その後に関わり資源管理の成立過程で活かされ、現在みられる共同資源管理の基礎理念に組み込まれている1975年にはイヌイトとしては最初である「ジェームス湾及び北ケベック協定」が交わされた。この協定は共同資源管理に必要な枠組みが法制化された最初の例と言える。

1980年代に入り、カナダ極北地域の先住民族社会において、先住民族が積極的に資源管理に関わって行こうとする傾向が強まっていった。1981年にフリーマン(Freeman)を議長として行なわれた「北の再生資源と経済に関するシンポジウム」(Freeman 1981)では、先住民族の経験と知識を資源管理に活かそうとする議論がなされ、後に続く先住民族と政府による資源の共同管理形態の原型を示唆する意見が記録されている。その中でもアッシャー(Usher)は、先住民族の慣習を無用と切り捨ててしまわずに、カナダ連邦法の枠組みの中で活かす方法を考えて行くことを提案している。この頃から共同管理という用語が多く文献で使われるようになり、同時に共同管理の枠組みを定義する議論や、共同管理の不可欠な要素である伝統的な生態学的知識(Traditional Ecological Knowledge: TEK と略する)と科学的な生態学的知識(Scientific Ecological Knowledge: SEK と略す)に関する議論がなされてきている。

ハーディンの「共有の悲劇」に始まる共有資源の管理方法に関する議論が進む一方、カナダ極北地域では先住民族の伝統的資源管理方法の有効性を認めることにより、政府と先住民族との共同管理という新たな管理制度が生まれていった。「ジェームス湾及び北ケベック協定」に続いて、1984年には「イヌヴィアルイト最終協定」、1993年には「ヌナプト協定」が調印された。これらの協定の中の共同資源管理制度は詳細においてそれぞれに異なっている一方、共同資源管理に必要不可欠な共通した要素が認められる(Goodman 1997)。ベルケス(Berkes et al. 1991)は共同資源管理とは地域レベルと国家レベルの管理システムを統合させる制度であるとしている。つまり共同管理とは地域と国家が政策決定権と責任を分担していくことである点を強調している。実際に、西部極北地域における資源管理は、共同管理が行なわれる以前は、カナダ政府が行なっており、政府によって資源調査が行なわれたうえで、資源利用・管理に関わる政策が一方的にコミュニティに伝えられるという、いわゆるトップ・ダウンの資源管理が一般的に行なわれていた。このような過去の現状を背景に、ベルケスは共同管理体制ができたことにより、資源ユーザーが資源調査や政策決定の過程に関わるようになるという変化が起きていることを指摘している。ベルケスのほかに、幾人もの研究者が共同資源管理を定義しているが(Feit 1988; Pinkerton 1989)、それらは自主管理(self-management)と国家管理(state-management)(Feit 1988)、先住民族制度(aboriginal system)と国家制度(state system)(Retting et al. 1989)などの用語の違い等があるものの、それらの定義に共通して、共同管理とは資源管理における権限と責任を

地域の資源ユーザーと政府の資源管理機関とが共有することが要点となっている。

ピンカートン (Pinkerton) は資源管理をさらに機能的に分析し、7つの管理機能に分けることにより、共同管理のメカニズムを明らかにしている (Pinkerton 1989)。第一に、資源状況を把握するためのデータ収集であり、第二の機能は狩猟・漁労の場所や時期などに関する決定、第三は誰がどれくらいの量を捕獲するかを決定する機能、第四に資源の維持のための環境保全、第五番目に規則を維持するための強制力、第六に資源利用・管理の長期的計画を立てる機能、最後に総合的な政策決定である。共同資源管理では、これらの7つの機能において政府と地域の資源ユーザーの双方が関わり、その責任を果たすことが期待されている。カナダ先住民族の資源利用に関わる研究の多くが、1970年代にフリーマンとバージャーが提示した先住民族社会の特質と土地や資源とのかかわりが、共同資源管理というシステムの中で維持されていくことが可能であるとしている。

3 カナダにおける先住民族政策の概略²⁾：イヌヴィアリティット最終合意に至るまで

カナダ政府と先住民族との資源共同管理制度は、先住民族と政府の間の土地権交渉と切り離して考えることはできない。つまり政府との新たな関係に基づく共同資源管理制度は、土地権に関わる交渉と、その合意によって法制化され、その上で実践されていることから、土地権交渉の産物であるとも言える。ここでは資源管理に注目しつつ、カナダにおける先住民族政策の変遷の概略を見ていく。

ヨーロッパから毛皮の交易などを目的として人々がカナダに移り住み、カナダの各地に住んでいた先住民族と接触を持ち始めたのは16世紀頃と言われている (Wilson and Urion 1995; スチュアート 1998)。これらの移入者たちの数が増し、さらにイギリスとフランスの北米における植民地勢力の争いが激化するにつれて、移入者たちは先住民族たちとの友好関係を結ぶ必要性が高まった。その目的は主に軍事的連帯を結ぶことや資源へのアクセスを確保することにあり、(Wilson and Urion 1995; McKee 1996; Coates 2000) 1700年代にはこのような目的の条約がいくつか結ばれた³⁾。

1763年にフランスがカナダからの撤退を決定した後に、イギリス政府は本格的にカナダの植民地化へと乗り出した。イギリス政府は英王詔書 (Royal Proclamation) の中で、先住民族との間に友好関係を作ることにより、社会秩序を維持する意図を示し、先住民族の権原 (native titles) を認めた上で、カナダ全域の所有権を獲得していくことを宣言した (Wilson and Urion 1995; McKee 1996; Coates 2000)。この宣言は現在において、カナダ先住民族の先住権の法的根拠とされている。イギリス政府はカナダ植民地化の過程で先住民族との間に、さらにいくつかの条約を交わし、地域の鉱物など

の資源開発の権利を獲得し、先住民族はその代償として居住権、補償金、狩猟・漁労権などが保証された (Coates 2000)。明らかにこの時代の条約は先住民族の伝統的生活の継続とヨーロッパからの移入者たちの利益保障を目的とし、両者の共生を目的とした友好条約であった。

カナダ先住民族の中でも、イヌイットは他の先住民族とは異なった経験を重ねて、現在に至っている。古くから北極海に面した極北地域には、鯨類や魚類を中心とした狩猟・漁労を生業とした先住民族であるイヌイットが住んでいる (Usher 1971; Aquilina 1981; 岸上 1998)。現在イヌヴィアルイットと呼ばれる人々は、ノース・アラスカン・エスキモーとマッケンジー・エスキモーの子孫である。これらの人々の生活に大きな変化が起きたのは1800年代末であり、この時期にヨーロッパやアメリカの捕鯨船が北極海の豊かなクジラ資源を求めて集まり、鯨油生産を目的としてホッキョククジラを捕獲した。イヌヴィアルイットはこれらの移入者によってもたらされた伝染病による人口の減少、さらに捕鯨活動による鯨類資源の減少などにより、深刻な影響を受けた。その後、カナダ南部の先住民族が近代化の波に吞まれていく時期に、極北地域のイヌイットは毛皮ブームやキリスト教宣教の影響をうけつつも、1950年代の中頃にカナダ政府がイヌイットの定住化を開始するまでは、カナダ主流社会の干渉を受けることが少なかった。

カナダが現在の連邦国家としての歩みを始めたのは1867年であり、英領北米法 (The British North American Act) が制定され、新しい法律のもとでイギリス政府に代ってカナダ連邦政府が先住民族との新たな関係を築く時代へと進んでいった (Wilson and Urion 1995; McKee 1996)。カナダ連邦政府がカナダの近代化を目指し、各地域において開発事業を展開していく過程で、これまでの先住民族との共生から、先住民族を主流社会へ同化させる政策へと転換していった。1876年にはインディアン法 (Indian Act) が施行され、それに引き続いて1880年には先住民族問題を担当する省としてインディアン省 (Department of Indian Affairs) がカナダ政府内に設けられ、先住民族の同化政策の枠組みは本格的にできあがった。その当時のカナダ政府の認識では、先住民族とはインディアンのみを指し、カナダ極北地域に住むイヌイットは1939年にインディアン法が修正されるまでは、カナダ連邦政府の責任外に置かれていた。またメティス (先住民族と非先住民族との混血) も先住民族として認められず、その結果インディアン法で定める先住民族に対して与えられる特権を認められていなかった (Wilson and Urion 1995; 岸上 1998)。

1867年以降、カナダの近代化が進む中で、大陸横断鉄道の建設などの開発事業が各地で展開され、そこに住んでいた先住民族の土地に対する権利を何らかの形で買い取る必要が生まれてきたことから、カナダ政府はこれまで以上に、先住民族との関わりを深める必要に迫られた (Wilson and Urion 1995; Coates 2000)。1870年から1920年

の50年間に、カナダ政府が先住民と取り交わした条約は11にのぼり、その全面積はカナダ中央部のほとんどの地域を含んでいる。これらの11の条約の内容には多少の差異があるものの、いずれの条約にも共通して、カナダ連邦政府は土地の権利の代償として、先住民に対し居住地、補償権、農業用具などの生活用具を提供している。しかし18世紀に交わされた条約と大きく異なり、この時代の一連の条約は先住民の伝統的生業を否定し農業を勧めるなど、同化政策の特徴が明らかな内容だった。

19世紀末から一貫して同化政策を展開してきたカナダ政府は、その完結を目的として先住民政策に関する「白書」を1969年に発表し、その中で先住民を非先住民と同様のカナダ国民であると明言し、先住民としての優遇を無くする意図を明らかにした (Smith 1995; Mckee 1996; Culhane 1998; スチアート 1998)。この「白書」に対する反発は強く、カナダ政府はその方針を変えざるをえない状況へ追い込まれた。さらに1973年の「コルダー判決」でカナダ最高裁判所が先住民の権利が、現代においても認められる可能性を示す判断を下したことで、カナダ政府は先住民政策を転換することを余儀なくされた。これらの変化に加え、先住民による権利確立を求める運動がより組織的になり、1982年に制定されたカナダ憲法の中で「先住民の権利」が認められるに至った。しかし先住権がカナダ憲法に明記されたということは、先住民としての特別な権利を求めるための基盤ができたに過ぎなく、実際には1982年以降、「先住権」とは何かという議論が法廷で交わされている。

西部極北地域は北極海の石油・天然ガス資源開発という政治的にも経済的にも強力な要因があり、1960年代にはカナダ政府、州政府、先住民グループ、企業等が資源開発を視野に入れた交渉を始めた (Hamilton 1994)。1966年にはカナダ政府は極北地域の先住民との交渉ために、インディアン・北方開発省 (Department of Indian and Northern Development) を設け、イヌイトとカナダ政府の土地及び諸権利に関する交渉に着手した。1969年には極北地域全体の先住民がより強い政治力を持つことを目的として先住民権利確立委員会 (The Committee for the Original People's Entitlement : COPE と略す) を組織した。1976年頃から COPE はカナダ政府との土地権交渉を始めたものの、後にこの組織からポーフォート海とマッケンジー・デルタ地域の6つのイヌヴィアルイト・グループが離脱し、独自にカナダ政府との諸権利の交渉を進め、1984年にはカナダ政府との合意に至っている。

カナダ極北地域のイヌイトが土地権交渉の中で、資源利用と管理においてより大きな責任を果たすようになり、資源管理の責任をカナダ政府と共有しようとする資源共同管理制度が各地域で確立して行った。極北4地域 (イヌヴィアルイト、ヌナブト、ヌナビック、ラブラドル・イヌイト) では、それぞれの地域に土地権合意に基づいた資源管理委員会が設けられ、カナダ政府と地域コミュニティの共同資源管理が制度化されている (Berkes 1989; Doubleday 1989; Freeman et al. 1996; Goodman 1997;

Agreement-in-Principle 1999)。

4 西部極北地域のイヌヴィアルイットのケース

イヌヴィアルイットとはマッケンジー・デルタを中心としたカナダ西部極北地域に住むイヌイットであり、1800年代の中頃の探検家たちの記録によると、この地域のイヌイットはカリブーなどの陸獣も捕獲したものの、主にホッキョククジラやベルーガ(シロイルカ)などの海獣類などの海洋資源に依存した文化を築いていた(Usher 1971)。当時の記録によるとマッケンジー・デルタ地域のイヌイットは2000人とも4000人とも言われている。1800年代にハドソン湾会社との毛皮交易が盛んに行なわれた時代でも、イヌイットの伝統的生活は変わらずに維持された。しかし1900年前後にはアメリカの捕鯨船が北極海で捕鯨を行なうなどの変化が起こり、それによりマッケンジー・デルタ地域のイヌイットの生活が大きく変わって行った。捕鯨船の到来により、それに伴ってアラスカ・エスキモーを含む多くの移入者がこの地域へ移り住み、これらの人々が伝染病やアルコールを持ち込んだ(Usher 1971; Hamilton 1994; 岸上 1998)。伝染病の蔓延やアルコールが多くの人々の先住民族を死に追いやった結果、短期間のうちに激しい人口減少が見られ、アッシャー(Usher 1971)によると、1909-10年の冬にはマッケンジー・イヌイットとアラスカ・エスキモーを含めても、この地域に住んでいたのはわずか260人であった。1907年頃には北極海での捕鯨活動が終焉を迎え、アメリカの捕鯨船がマッケンジー・デルタを去ったが、その後の1920年代には、毛皮交易が再び盛んになり、アクラビックがハドソン湾会社やその他の交易会社の交易の拠点となり、さらにこの地域でホッキョクキツネやジャコウネズミ、ミンクなどの毛皮を求めて盛んに罝猟が行なわれた(Usher 1971)。

1955年には軍事用レーダー基地(Distant Early Warning Sites)の建設とイヌビック町の建設が行なわれ、その後の1960年代には北極海における石油と天然ガスの採掘作業が始まり、マッケンジー・デルタ地域に新たな時代が訪れた(Usher 1971; Aquilina 1981; Hamilton 1994; Smith 1994)。これらの新たな開発事業により、地域の先住民族たちは現金収入を得る機会が増え、その結果、現金経済への依存度が高まった。このことは同時に伝統的狩猟・漁労活動への依存度が低くなり、しだいに伝統的生活が失われていくことを意味していた。イヌヴィアルイットにとりマッケンジー・デルタ地域での新たな開発にいかにか効果的に関わっていくか、つまり北極海の石油・天然ガス資源の開発を主導するカナダ政府に対して、いかにか政治力をもって交渉できるかが将来を左右する問題であった。その状況はカナダ極北の他の地域に住むイヌイットにも共通していることから、前述のとおり(9ページ参照)1969年には西部と東部の極北地域に住むイヌイット全体を統括したCOPEを組織した。その後イヌヴィアルイットは

COPE を離脱し、独自にカナダ政府との交渉を続け、1984年6月5日、カナダ政府とイヌヴィアルイットは「イヌヴィアルイット最終協定 (Inuvialuit Final Agreement: IFA と略す)」に調印した。

IFA 調印に至る過程で、カナダ主流社会における複数の社会的・政治的要因が影響していた。それらは鉱物資源の開発を含めた極北地域の開発計画と、先住民族の権利の尊重であり、これらの要因をめぐってカナダ主流社会と先住民族社会の利害関係が働いていた。IFA 第1条には、そのような背景を反映させて、以下のような協定の目的が明記されている。

IFA 第1条

- 1) 変化する極北社会において、イヌヴィアルイットが文化的アイデンティティ、及び価値観を維持していくこと。
- 2) 極北地域、及び国家においてイヌヴィアルイットが経済的にも社会的にも平等で有意義な参加を可能にすること
- 3) 極北地域の野生動物資源、及び環境、生物的生産力を保護し、維持すること。

(Indian and Northern Affairs Canada 1984)

つまり IFA の目的はイヌヴィアルイットが文化的アイデンティティを継承していくことができ、さらに経済的にも社会的にもカナダ主流社会へ参加できること、そして極北地域の環境を保全していくことである (Doubleday 1989)。これらの目的を達成するために、IFA ではイヌヴィアルイットの土地所有権や補償金に加えて、狩猟・漁労を継続していく権利、さらに資源の長期的利用と地域の生態系の保全を可能にするために、イヌヴィアルイットの経験と知識を生かして野生動物資源管理に関わっていくことを義務づけている。

IFA14条の中で野生生物資源の利用と管理に関する項目では、その基本として5つの原則を提示している。この中で、資源ユーザーであるイヌヴィアルイットとそれまでの資源管理者であるカナダ政府、北西準州政府が共同で資源管理に関わるために、資源共同管理委員会の設置を義務付けている。ここで言う資源共同管理制度はカナダだけではなく他の地域でも試みられている (Neve 1981; Wheeler 1988; Caufield 1993; Kurien 1995)。さらにカナダ極北地域の共同資源管理制度の中でも、夫々に制度の違いが見られ、カナダ政府やコミュニティの権限に差が見られる (Berkes 1989; Doubleday 1989; Goodman 1997)。その中でもカナダ西部極北地域のイヌヴィアルイットは、20年にも及ぶ経験を通して、共同資源管理制度が政府にとっても先住民族社会にとっても有効的な資源管理制度であることを実証してきた (Robinson and Binder 1992; Smith 1994; Bailey et al. 1995)。

IFAの中で、第一にアクラビック、イヌビック、タクトヤクタック、ポラタック、サックス・ハーバー、ハウルマンの6つのコミュニティを含む地域をイヌヴィアルイット居住地域 (Inuvialuit Settlement Region, 以下ISRと略す) とし、これらの地域はイヌヴィアルイットが伝統的に居住や狩猟・漁労のために用いてきた土地であるという認識に基づいて所有権がイヌヴィアルイットにあることが明記されている (地図1)。IFAは次に、これらの地域の財政、土地その他の権利の執行に関わる管理組織として3つの機関を設けることを義務付けている。それらはイヌヴィアルイット地域コーポレーション (Inuvialuit Regional Corporation)、イヌヴィアルイット開発コーポレーション (Inuvialuit Development Corporation)、イヌヴィアルイット土地管理 (Inuvialuit Land Administration) である。これらの機関に加えて、野生資源の管理・利用に関わる機関として、5つの委員会設置を義務づけている：

- 1 漁業共同管理委員会 (The Fisheries Joint Management Committee : FJMC)
- 2 野生動物管理諮問委員会, 北西準州 (The Wildlife Management Advisory Council, Northwest Territories)
- 3 野生動物管理諮問委員会, ノース・スロープ (The Wildlife Management Advisory Council, North Slope)
- 4 環境影響スクリーン委員会 (The Environmental Impact Screening Committee)
- 5 環境影響審議委員会 (The Environmental Impact Review Board)

IFAによると、イヌヴィアルイット居住地域における野生資源の所有権と最終的な資源に関する政策決定権はカナダ政府が持つとしているが、これらの5つの委員会を通してイヌヴィアルイットが資源利用・管理に関わる政策の審議や作成に関与するとしている。それぞれの委員会はイヌヴィアルイットの代表者とカナダ政府の代表者によって構成され、政府とコミュニティの意思の両方が資源管理に反映される制度である。具体的にはIFAの調印に先駆けて、6つのISRコミュニティにハンター・トラッパー委員会 (Hunters and Trappers Committee) を設け、その代表者によって構成されるイヌヴィアルイット・ゲーム評議会 (Inuvialuit Game Council) が設立された。これらの5つの委員会へイヌヴィアルイット・ゲーム評議会の代表を送ることにより、コミュニティが野生資源管理・利用に関する政策決定に関わるという構造になっている。

5 イヌヴィアルイット漁業共同管理委員会 (FJMC) の構成と機能

共同資源管理の実情をさらに詳しく検証するために、5つの委員会の中でも、特に

漁業資源に関する管理を担当する漁業共同管理委員会 (FJMC) を取り上げ、1998 年以來行なっているフィールドワークから得られたデータをもとに FJMC の構成、及び機能の詳細を見ていく。IFA のもとで設立された委員会の中で、FJMC は海洋資源の管理・利用に関わる調査や政策検討を行い、カナダ政府漁業海洋省大臣への勧告を行う機関としての機能を担っている。FJMC はイヌヴィアリティットの代表が 2 人とカナダ政府が任命する委員が 2 人、さらに 4 人の委員が指名する議長の 5 人により構成されている。これらの 5 人のほかに、必要に応じて他のイヌヴィアリティットや政府代表



地図 1 Inuvialuit Settlement Region

者が会議へ出席し審議に加わる。FJMCは1986年の設立以来、以下の3つの目的に沿って活動を行ってきている：

- 1) IFAの中で認められている漁業に関する権利・義務を行使するために、イヌヴィアリティとカナダ政府を援助する
- 2) 漁業海洋省のISRにおける漁業や海獣漁の管理に関わる責任を遂行する援助を行う
- 3) イヌヴィアリティおよびISRでの漁業に関する全ての事柄に関して、漁業海洋大臣にアドバイスを行う

(FJMC Annual Report 1992-3・1993-4・1994-5; 1994-5・1995-6)

FJMCは年間5回、定期会議を開催して諸事業の報告や検討を行っている。そのうちの1回はFJMCの委員が全員でISRの6つのコミュニティを回り、それぞれのコミュニティで地域の人々と会議をもつことにより、コミュニティの声をFJMCの活動に反映させる努力をしている。これらの定期会議に加えて、電話を通してのテレカンファレンス等も行っている。さらにFJMCは数々のワークショップを主催している。これらのワークショップには北極圏の先住民グループが参加し、野生動物資源の利用・管理に関して意見交換を行う。FJMCの主な事業は以下のものである。

- 1) ISRで行われる漁業活動に関わる国際法や国内法、さらに地域の条例などの影響をモニターし、カナダ政府環境省、漁業海洋省や地域のハンター・トラッパー委員会やイヌヴィアリティ・ゲーム評議会などと協議、検討する。
- 2) ISRで行なわれる漁業活動に関する規制を検討する。
- 3) アクラビックの人々がIFAのもとでの権利としてホッキョククジラの捕獲を求め、政府との交渉の末、1991年にクジラを捕獲した。これらの一連の過程で、FJMCは中心的な役割を果たした。
- 4) アクラビック、イヌビック、タクトヤクタックではベルーガ鯨の伝統がある。資源調査を行ないながら、ベルーガ鯨を継続するためのボーフォート海ベルーガ管理計画(The Beaufort Sea Beluga Management Plan)を1991年に完成させ、その後も管理計画を修正しつつ、ベルーガ鯨の管理を行なっている。
- 5) ISRでの野生動物資源・自然環境調査(ホッキョクイワナの調査や環境汚染調査など)の計画を立案し、カナダ政府漁業海洋省へ勧告する。これらの調査の多くは、FJMCの予算によって行なわれる。
- 6) カナダ政府漁業海洋省やハンター・トラッパー委員会と協力し、漁業資源管理のあらゆる過程で、コミュニティの人々が関わることを奨励している。そのために

- コミュニティ・レベルで調査を行い、漁業規則を作るためのサポートをする。
- 7) 若い世代に資源管理に関心を持たせるためにトレーニングや教育カリキュラムの作成を行なう。

(フィールドノート 1998)

これらの事業のほかに、IFA は野生資源保護や環境保全のために、野生動物資源の利用状況をモニターすることを義務付けている。そのための基本データ収集として、イヌヴィアリティット野生動物利用調査 (Inuvialuit Harvest Study) を継続的に行っているが、FJMC は、北西準州政府やノースローブ政府との協力で、地域の人々が利用する資源の中でも魚類と海獣資源の利用状況をモニターしている (Fabijan 1991)。この調査のために、FJMC が地域のイヌヴィアリティットに聞き取り調査の技術を教え、FJMC のトレーニングを終えた人達が、毎月の資源利用状況を聞き取り、データを収集する。

筆者は1998年以來、FJMC の定期会議におけるインターアクションを観察し、それから得られたデータを分析した。その結果、FJMC の会議におけるインターアクションの特徴として、それぞれの委員の異なる経験や価値観を相互に理解しあい、お互いを尊重しつつ困難な問題を解決しようとする努力が見えてきた。第一にFJMC の委員は机を挟んで向かい合って座り、用意した議事日程に沿って話し合いを進めるなど、政府機関で典型的に行なわれる会議形式で話し合いが進む。しかし何らかの決定を必要とする場合は、基本的にコンセンサスでの合意を求める⁴⁾。この方法はイヌヴィアリティットが集団で何らかの決定に至る一般的な方法であり、FJMC においても委員が合意に至るまで、話し合いが続く。第二に政府代表の意見や経験をイヌヴィアリティットの代表が尊重するよう努力し、またイヌヴィアリティットの考えを他の委員が尊重する場面が多くあった。「ハンターたちは規則が多過ぎる」という不満を持っているという報告に対して、政府の代表が「規則が必要になるのは、そこに問題があり、その解決の方法として、なんらかの取り決めが必要となる」と言う説明に、他の委員は「ぜひそのような規則の背景を、ハンターに理解してもらおう」と政府の立場に対して理解を示した。またイヌヴィアリティットの代表が捕獲対象である魚類や鯨類に対する扱いについて、イヌヴィアリティットの動物観から「動物に対して敬意の無い行為は、動物に対するハラスメントである」という意見に対して、他の委員は理解をもってうなづく等の場面がたびたびあった。第三にFJMC の委員は以前に政府と地元の人々の間に深刻な摩擦があり、共同資源管理制度ができたことによって、その状況が改善されたことを認識している。つまり委員はFJMC が資源管理における対立解消に重要な役割を果たしていることを熟知している。第四にFJMC の委員のほとんどは、委員会設立当時からの委員で、旧知の仲である。そのため仲間意識が強く、委員同士がお互いを尊重しあっている。第5番目にはFJMC での資源管理に関する議論は、短期的な利

益ではなく、将来を目標とし、次世代へ継承される資源の保全を最終的な利益と考えている。FJMCにおける漁業資源管理の基本には商業的利用を考慮しつつ、生業としての漁業を優先し、資源保全を確実にすることである。

FJMCはISRでの漁業資源管理において重要である要因を7つ上げ、それらをビジョン・ステートメントとして明示し、それらの原則に沿って政策決定を行なっている。その原則の第一は、人と動物に対する敬意であり、第二に経済的重要性、第三にTEKを活かすことによりイヌヴィアリティット文化を継承すること、第四に効果的な管理、第五にコミュニケーション、第六に理解、第七にISRの将来を目標とすることである。これらのビジョン・ステートメントに現れているように、FJMCの目指す共同資源管理は、イヌヴィアリティットと政府が均等に政策決定における影響力を持ち、イヌヴィアリティット文化を継承し、経済的機会を活かしつつ将来への自然資源の保全を行なおうとするものである。

6 FJMCにおけるTEKとSEKの実践

共同資源管理制度を特徴づける重要な要素は、先住民族が築き上げてきた資源管理方法と、科学的アプローチを基盤とした政府型の資源管理方法であり、それらのいずれもが活かされることにより共同資源管理が可能になる。ベルケスは地域レベルの資源管理システムと国家レベルの資源管理システムを比較し、それらの管理システムの基礎となっている異なった知識を対比している (Berkes 1991)。ベルケスによると国家レベルの資源管理は科学的データに基づいた管理方法であり、一方地域レベルの管理方法は科学的データではなく、慣習や文化伝統、さらに土地や動物に関する地域的知識に基づいた管理方法としてこれらの二つの知識体系を対比している。これらの異なった知識に関してフリーマン (Freeman 1995) は科学的知識を数量的 (Quantitative) であるとし、一方狩猟者の知識は質的 (Qualitative) 観察にもとづいた知識であるとしている。大村 (2002) はTEKを状況に対応する知識として「戦術」的であり、一方SEKは環境を対象化して操作しようとする「戦略」的知識であるとしている。明らかに資源管理に用いられる先住民族の知識と、科学者の知識とは異なった知識体系ではあるが、ベルケスはこれらの知識モードに内在する対立は単に考え方の違いではなく、相互の相反する自然観を尊重し合えるか否かの決定的な問題に行き着くと指摘している (Berkes et al. 1991)。つまり異なった知識体系を資源管理においていかに活かすことができるかという点が、共同資源管理の有効性を決める決定的要因と言える。IFAの第14条5項は、これらの知識を資源管理に活かすことを義務づけている。

IFA 第14条5項

14(5) the relevant knowledge and experience of both the Inuvialuit and the scientific communities should be employed in order to achieve conservation.

(イヌヴィアリティットと科学者の知識や経験が、資源保全のために活かされなければならない。)

(Indian and Northern Affairs Canada 1984)

FJMC は共同資源管理の実践の上で、イヌヴィアリティットの伝統的知識と科学者たちの知識をどのように捉え、どのようにその双方を活かしているのだろうか。聞き取り調査の中で、FJMC の委員は地域のハンター達の知識 (TEK) と科学者の知識 (SEK) について、以下の 12 の事例を挙げた。

- 1) 科学者が調査のために現地に行くと、まずハンター達を知っていることを聞くことから始める。
- 2) TEK が理解されるようになったのは、この 10 数年のことで、以前はイヌヴィアリティットのコミュニティに科学者が入り、一方的に指示することが多かった。その状況は FJMC が設立されてから改善されている。
- 3) FJMC が発足した当初は、カナダ政府の科学者がベルーガの資源量が低いと言う意見を持っていたが、それに対してイヌヴィアリティットのハンター達はその意見に強く反対していた。その後科学的調査を重ねていくうちに、ハンターの意見が正しいことが判明した。TEK の正しさを SEK が証明したケースである。
- 4) 共同管理が上手く働くために、イヌヴィアリティットの人達ができる限り主導的に規則等を作り、それを基盤にして FJMC が手を加えていくという流れが必要である。地元の人達がより多くの責任を負うことにより、規則等が十分に守られる。ベルーガやホッキョクイワナなどに関する規則は各コミュニティが作ってきたため、それをハンター達に守らせるための強制力は必要がない。自分達で決めた規則を自分達が守るというのは自然だからである。
- 5) ベルーガ調査のためにベルーガを捕獲する必要があったが、科学者が捕獲しようと試みたが、その結果ほんの数頭しか捕獲できなかった。次の年はイヌヴィアリティットに任せたら、問題なく必要な頭数を捕獲することができた。
- 6) 資源管理の仕事の第一は、過去の捕獲量を調べて、それを中心に資源管理を行い、その後に資源量が明らかになるにつれて、捕獲可能な資源量を調整していく。FJMC ではこのように過去の捕獲量を基礎として、資源管理していくという方法をとってきていることから、イヌイットの人達に大きな不満はない。ホワイト・フィッシュのように過去の捕獲量を調べ、現在の捕獲量が過去より少ない場合などは管理計画を作っていない例などもある。

- 7) イヌヴィアリティットは捕獲枠を設定しないことを望んでいる。ハンター・トラッパー委員会ができた時に、政府は数字を設定することを提案したが、ハンター達は強く反対した。捕獲枠という考え方より、捕獲実績という考え方の方を望んでいる。
- 8) 海洋学の氷生成に関する調査で、季節ごとの氷の状態に関する古老の長い間の観察を科学的調査に活かした例がある。イヌヴィアリティットの経験的知識と SEK を活かして氷生成の過程を解明しようとする試みである。
- 9) FJMC のプロジェクトの一環として、ホワイト・ブロード・フィッシュに関する TEK を数値化しようとする調査がフリーマン他によって行なわれた。
- 10) TEK を高校や大学のカリキュラムに取り込んでいくことを検討している。
- 11) SEK 調査の結果をコミュニティに伝える努力が不十分であり、ミーティングで説明するだけでは不十分であるという反省がある。
- 12) FJMC が管理しているのは人であり、自然を管理することは出来ない。人を管理するためには TEK と SEK の相互理解が必要である。

(フィールドノート 1998)

これらの事例を見ると TEK と SEK のとらえ方にいくつかのパターンが見えてくる。その一つとして、TEK とはイヌヴィアリティットが主体となった経験的知識あるいは実際の行動であり、SEK とは政府や科学者が主体となった知識あるいは実際の行動を指していることが挙げられる。5に見られるように、ベルーガを捕獲するという行動の上でイヌヴィアリティットが政府関係者に優ったという例や1や3, 8の例に見られるように、イヌヴィアリティットの経験的知識が科学的知識と対比されて捉えられ、経験から得られた知識と科学的知識が補足的に活かされた例があげられている。興味深いのは7でイヌヴィアリティットはこれまでの捕獲実績を基盤とした捕獲枠調整を好み、資源量に対して捕獲枠を決める政府型の管理方法を拒否していることは、まさにイヌヴィアリティットは捕獲という経験の積み重ねから得た捕獲実績に強い信頼を置いていることを示している。

もうひとつのパターンとして、SEK と TEK を対立項として捉えていることである。2番目の項目は過去の事情を説明するなかで、かつて SEK が優位な知識と捉えられていたこととその後には TEK に対する理解が生まれてきたという経緯から FJMC が TEK の理解の促進に役立ってきたとしている。同様に3においてもベルーガの資源量に対する SEK と TEK をめぐる対立、7においては捕獲枠をめぐる TEK と SEK の対立を根底とした問題を示している。さらに11では SEK 調査の結果を地域の人々に理解させることの難しさを説明するなかで、SEK が地域の人々にとって異質な性格を持っていることを示唆している。

SEK と TEK を対立的に捉えている事に加えて、それらを質的 (Qualitative) 対数量的 (Quantitative) な性格の知識としてとらえる傾向が見られる。7, 8, 9, 10 などでは「数量化」は SEK の特徴であり、それに対して TEK を経験にもとづく直感的な知識として捉えている。10 の項目では質的な知識を学校教育という SEK を基礎とした教育制度の中で教えることを挙げている。さらに 8 の SEK の研究などはイヌヴィアットの経験を SEK によって説明するという試みであり、質的な知識を数量的な知識を用いて分析することを目指している。9 で紹介されているフリーマンら (Freeman and Steveson 1995) による調査は TEK を数値化することを目的とした研究として重要であるばかりでなく、調査の過程においてイヌヴィアットと人類学者の連携を重要視していることから、共同管理制度の中で行なわれる研究調査の典型的な例として注目すべきである。1992年に FJMC の事業として実施されたホワイト・ブロード・フィッシュ (Coregonus Nasus) の過去の捕獲状況に関する調査で、最初に調査経験の豊富な人類学者が調査計画を立て、それをもとに人類学者と地域のハンター・トラッパー委員会と協力のもとで調査が実施された。実際に聞き取り調査を行なったのは、聞き取り方法の指導を受けたイヌヴィアットであり、その過程で人類学者は補助的に関わった。収集されたデータは人類学者によって分析されて、報告書としてまとめられ、つまり TEK が SEK に翻訳され、FJMC の政策決定のための基礎資料として活用された。

これら 12 の説明から SEK と TEK が異なった知識体系であり、それが対立項として捉えられ、さらに相互に補足的に活かすことにより、FJMC が共同管理を成功させてきた状況が明らかである。さらに FJMC の共同管理が効果的である理由として、FJMC が TEK を優先させて、その上に SEK を用いているということが挙げられる。4 の事例ははっきりとイヌヴィアットの主体性を尊重していることが分かる。さらに 6 では現行の資源管理方法は過去の捕獲実績をもとにして決定し、さらに SEK を持って調整していると説明している。12 番目の項目には FJMC において資源管理は実際に資源利用に関わる人々を管理することであり、TEK の保持者であるイヌヴィアットと SEK の保持者である政府関係者が相互に知識を共有することによって初めて資源利用に関わる人々を管理できるとしている。

7 共同資源管理が意味するものとは

カナダ先住民族社会における、共同資源管理制度の浸透は先住民族の諸権利が法的に確立していく過程と一体となってきた。カナダ先住民族社会において、共同資源管理が歓迎され、浸透していく背景として、いくつかの複合した対立があることに目を向ける必要がある。それは共同資源管理制度が社会的な対立の解消のための一つの

有効な方法であるという側面を備えているからである (Richard and Pike 1993; Bailey et al. 1995; Campbell 1996)。近年、カナダ先住民族社会にみられる対立は複雑、且つ多面的であると言える。対立の第一に、共有資源をめぐる資源ユーザーの多様性とその競争関係がある。カナダ先住民族社会を取り上げても、食料として資源利用を求めるユーザーの他に、それらを観光資源として求めるユーザーも増え、さらには非先住民族ユーザーや産物を商業流通させる目的のユーザー、あるいはクジラなどの特定の資源を政治的資源として利用するユーザーなどがそれぞれの目的のために競合する。これらの資源ユーザーは地域や国家にとどまらず、国境を越えて対立するケースが増えている。対立の第二は、資源管理者とユーザーの対立関係にある。カナダにおける典型的な状況は政府と先住民族資源ユーザーとの対立関係である。また資源管理が州政府や国、さらに国際機関にも及ぶ場合は、資源をめぐる問題以外の政治的利害を伴って対立関係が起きる。これらの対立関係は複雑に絡み合い、もはや対立関係を解消できない状況に追い込まれている例も少なくは無い (Wenzel 1978 Meggs 1991; Freeman 1993; Newell 1993)。カナダ先住民族がこれらの対立関係を解消していくことは、資源を維持し、さらに先住民族文化を維持していくためには必要条件である。

1995年にイヌビクでイヌヴィアルイットが「環極北地域先住民族と共同管理 (Circumpolar Aboriginal People And Co-management Practice)」という会議を開催した (FJMC 1995)。ロシア、アメリカ、グリーンランドなどの先住民族や政府や科学者など240人が集まり、それぞれの地域での経験を話し合った。その会議の中で共同管理を生かすためには何か必要かという問題に対して、参加者達はいくつかの項目をあげている。それらの答えに共通していくつかの表現が使われている。それらは：1) 責任の共有、2) 権力の均衡、3) 協力、4) 参加、5) 話し合い、6) 教育と情報の共有、7) コミュニケーション、8) コンセンサス、9) 柔軟性、10) TEKとSEKの活用などであり、これらの項目のほとんどは「協力、パワー、責任、コミュニケーション…」など、いわば異なった文化、および価値観の尊重、そして共生のために不可欠な条件である。この会議の中で、共同管理によって得られるものは何かが話し合われた。それらの答えは政府の資源管理者と地元の資源ユーザーの間の「協力」や「新たなパートナーシップ」「コミュニケーション」「信頼」「対立の解消」などである。このことから共同資源管理とはイヌヴィアルイットと政府の新たな関係を生み出すメカニズムであり、自らが政府と同等の立場で資源調査を行い、資源管理に関わる政策決定を行おうとするパワーシェアリングであり、新しい先住民族と政府の関係を資源管理組織に取り込んでいくための組織管理であると言える。共同資源管理制度は政府と地域住民の新たな関係の象徴であり、資源管理を目的とする組織運営の新しい方法を示すものである。カナダ先住民族が民族的アイデンティティーを維持しつつカナダ社会の一員としての地位を確立していく上で、狩猟・漁労・採集活動の基盤となる資源利用・

管理に深く関わっていくことは言うまでもなく重大な意味を持つ。

共同資源管理は理念の上でもまた実践の上でも、先住民族資源ユーザーとカナダ政府との新たな関係の構築であり、そこに「尊敬、協力、コミュニケーション等」の組織運営に必要な潤滑油のような要素が加えられた制度である。ここで重要なことは IFA の例が示すように、カナダ先住民族社会にみられる共同資源管理制度は協定や合意書などの法的拘束の上に成り立っていることである。先住民族が資源管理により深く関わっていくことを奨励する傾向は国際条約や宣言などにも見られ、ラムサール条約や国連環境環境会議などにおいて、資源管理の先住民族の参加が推進されている(苑原 2001)。今や資源管理における先住民族参加は国際的規範となりつつある。その意味において、カナダ先住民族社会における共同資源管理はその模範例であり、同時にカナダ社会における先住民族社会と非先住民族社会の共生を示す将来の縮図と言えるのではないだろうか。

謝 辞

IFMC の皆様には、フィールドワークに始まり、原稿の修正に至るまで細かな指導をしていただいた。この場にて厚く御礼申し上げるものである。

注

- 1) 鉱物資源のように再生されない資源に対して、魚類や海獣類、陸上の野生動物・植物のように再生される資源を指す。
- 2) 先住民族の諸権利に関する法制上の変遷について、スチアートが検証をしていることから、詳細は「先住民族が成立する条件－理念から現実への軌跡」(スチアート 1998) を参照。
- 3) 1700 年代の条約としては、1725 年にイギリス政府がノバスコシア州の先住民族が交わした条約や、1760 年同じノバスコシア州のミックマックと交わした条約などがある。この条約が最近、ミックマックの漁業権を認めた「マーシャル判決」の法的根拠になった (Coates 2000)。
- 4) IFA では、投票が必要になった場合には、4 人の委員のそれぞれに 1 票が与えられて、必要に応じて議長が 1 票を投じる。

文 献

Agreement-in-Principle Between the Inuit of Labrador and Her Majesty the Queen in Right of Newfoundland and Her Majesty the Queen in Right of Canada. Initialled on May 10, 1999

秋道智彌

1997 「共有資源をめぐる相克と打開」福井勝義編『講座文化人類学 第 2 巻 環境の人類誌』

- pp.167-187, 東京：岩波書店。
- 2002 「序・紛争の海」 秋道智彌・岸上伸啓編『紛争の海』 pp. 9-38, 京都：人文書院。
- Aquilina, Alfred P.
- 1981 *The Mackenzie: Yesterday and Beyond*. North Vancouver: Hancock House Publishers LTD.
- Berger, R.T.
- 1977 *Northern Frontier Northern Homeland*. Vancouver: Douglas and McIntyre
- Bailey, John L, et al.
- 1995 Cooperative Wildlife Management Under the Western Arctic Inuvialuit Land Claim. *Integrating People and Wildlife for a Sustainable Future*, Proceedings of the First International Wildlife Management Congress.
- Berkes, Fikret
- 1987 Common-Property Resource Management and Cree Indian Fisheries in Subarctic Canada. In B.J.McCay et al (eds.) *The Questions of the Commons*, pp.66-91. Tucson: The University of Arizona Press.
- 1989 Co-management and the James Bay Agreement. In E. Pinkerton (ed.) *Co-Operative Management of Local Fisheries*, pp.181-208. Vancouver: University of British Columbia Press.
- Berkes, F. et al.
- 1989 *Common Property Resources: Ecology and Community-based Sustainable Development*. London: Bellhaven Press.
- 1991 Co-management, The Evolution in Theory and Practice of The Joint Administration of Living Resources. *Alternatives* 18(2): 12-18.
- Caulfield, R.A.
- 1993 Aboriginal Subsistence Whaling in Greenland: The Case of Qeqertarsuaq Municipality in West Greenland. *Arctic* 46(2): 144-155.
- Coates, Ken
- 2000 *Marshall Decision and Native Rights*. Montreal: McGill-Queen's University Press.
- Campbell, Tracy
- 1996 Magement of Aboriginal Resources. *Information North*. 22(1): 1-7.
- Culhane, Dora
- 1998 *Pleasure of the Crown*. Burnaby: Talon Books.
- DeSombre, Elizabeth
- 2001 Distorting Global Governance: Membership, Voting, and the IWC. In R.L.Friedheim (ed.) *Toward a Sustainable Whaling Regime*, pp. 183-199. Edmonton: Canadian Circumpolar Institute Press.
- Doubleday, Nancy, C.
- 1989 Management Provisions of the Inuvialuit Final Agreement. In E.Pinkerton (ed.) *Co-Operative Management of Local Fisheries*, pp. 209-230. Vancouver: University of British Columbia Press.
- Fabijan, Michael
- 1991 *Inuvialuit Harvest Study Data Report*. A Paper prepared for Department of Renewable Resources, Department of Fisheries and Oceans, Canadian Wildlife Service, Inuvialuit Game Council, and Hunters and Trappers Committees.
- Feeney, D., F.Berkes, B.McCay and J.M.Acheson
- 1990 Tragedy of the Commons Twenty-two Years Later. *Human Ecology* 18(1): 1-19

- Feit, H.
 1988 Self-management and State-management: Forms of Knowing and Managing Northern Wildlife. In M.M.R.Freeman and L.N.Carbyn (eds.) *Traditional Knowledge and Renewable Resource Management in Northern Regions*, pp. 72-91. Edmonton: Boreal Institute for Northern Studies.
- Fisheries Joint Management Committee
 Annual Report 1992-1993 · 1993-1994 · 1994-1995
 Annual Report 1994-1995 · 1995-1996
 1995 *Circumpolar Aboriginal People and Co-management Practice*.
 1999 *Beaufort Sea 2000: Renewable Resources for our Children Conference Summary Report*.
- Freeman, M.M.R.
 1976 *Report: Inuit Land Use and Occupancy Project*. Department of Indian and Northern Affairs, 3 vols. Ottawa.
 1981 *Proceedings: First International Symposium on Renewable Resources and the Economy of the North*. (ed.) Banff.
 1989 Alaskan Eskimo Whaling Commission: Successful Co-Management Under Extreme Conditions, In E. Pinkerton (ed.) *Co-operative Management of Local Fisheries: New Direction for Improved Management and Community Development*, pp. 137-53. Vancouver: UBC Press.
 1993 Ecology, Equity and Economics: Issues in the Sustainable Use of Wildlife. *Proceeding of the Conference Held in the European Parliament*. Brussels, pp. 155-171.
- Freeman, M.M.R. and L.N. Carbyn (ed.)
 1988 *Traditional Knowledge and Renewable Resource Management in Northern Regions*. Edmonton: Boreal Institute for Northern Studies.
- Freeman, M.M.R. et al.
 1992 *Recovering Rights*. Edmonton: Circumpolar Institute for Northern Studies.
- Freeman, M.M.R. and Marc G. Stevenson,
 1995 "They Know How Much They Needed: Inuvialuit Traditional Knowledge and the Broad Whitefish Fishery." A Paper prepared for Fisheries Joint Management Committee.
- Freeman, M.M.R. et al.
 1996 *Inuit, Whaling and Sustainability*. Walnut Creek: Altamira Press.
- Goodman, Dan
 1997 Land Claim Agreement and the Management of Whaling in the Canadian Arctic *The 11th International Abashiri Symposium: Development and Northern Peoples*. pp. 39-50.
- Hamilton, H. D.
 1994 *Arctic Revolution*. Toronto: Durnburn Press
- Hardin, G.
 1968 Tragedy of the Commons. *Science* 162: 1243-1248.
- Indian and Northern Affairs, The Government of Canada.
 1984 *Western Arctic Claim: The Inuvialuit Final Agreement*.
- 岩崎・グッドマン まさみ
 1999 「サケ資源の減少とナムギースの人々」秋道智彌編『自然はだれのもの』pp. 65-84, 京都: 昭和堂。
 2002 「カナダ北西海岸におけるサケをめぐる対立」秋道智彌・岸上伸啓編『紛争の海』 pp.

168-188, 京都：人文書院。

岸上伸啓

1998 『極北の民 カナダ・イヌイット』 東京：弘文堂。

Kurien, John

1995 Collective Action for Common Property Resource Rejuvenation: The Case of People' s Artificial Reefs in Kerala State, India. *Human Organization* 54(2): 160-168.

Meggs, G.

1991 *Salmon: The Decline of the BC Fishery*. Vancouver: Douglas and McIntyre.

McCay, B. J. and J. M. Acheson (ed.)

1987 *Question of the Commons*. Tucson; The University of Arizona Press.

McKee, Christopher

1996 *Treaty Talks in British Columbia*. Vancouver: UBC Press.

Neve, R.A.

1981 The Alaskan Eskimo Whaling Commission and Its Response to the Challenge of Renewable Resources and the Economy of the North. *Proceedings: First International Symposium on Renewable Resources and the Economy of the North*, pp. 96-98.

Newell, D.

1993 *Tangled Webs of History*. Toronto: University of Toronto Press.

Olsen, Moses

1997 Aboriginal Subsistence Whaling. In Stevenson et al. (eds.) *The Anthropology of Community-Based Whaling in Greenland*, pp. 19-27. Edmonton: Canadian Circumpolar Institute.

大村敬一

2002 「カナダ極北地域における知識をめぐる抗争」 秋道智彌・岸上伸啓編『紛争の海』 pp. 146-167, 京都：人文書院。

Ostrom, Elinor.

1990 *Governing the Commons*. Cambridge: Cambridge University Press.

Pinkerton, Evelyn

1989 Attaining Better Fisheries Management Through Co-Management: Prospect, Problem and Propositions. In E. Pinkerton (ed.) *Co-operative Management of Local Fisheries: New Direction for Improved Management and Community Development*, pp. 3-33. Vancouver: UBC Press.

1990 The Future of Traditional Ecological Knowledge and Resource Management in Native Communities. A Manuscript Report Prepared for the Canadian Environmental Assessment Research Council.

Retting, B., F. Berkes, and E. Pinkerton

1989 Future of Fisheries Co-management: A Multi-Disciplinary Assessment. In E. Pinkerton (ed.) *Co-operative Management of Local Fisheries: New Direction for Improved Management and Community Development*, pp. 273-290. Vancouver: UBC Press.

Richard, P.R. and D.G.Pike

1993 Small Whale Co-Management in the Eastern Canadian Arctic: A Case History and Analysis. *Arctic* 46(2): 138-143.

Robinson, Michael and L.Binder

1992 The Inuvialuit Final Agreement and Resource- Use Conflicts: Co-Management in the Western

Arctic and Final Decision in Ottawa In M.Ross and J.O.Saunders (eds.) *Growing Demands on A Shrinking Heritage: Managing Resource-Use Conflicts*, pp. 155-175, Calgary: Canadian Institute of Resources Law.

Smith, Duane

1994 Management Regimes: An Approach To the Sustainable Development of Natural Resources” A Paper prepared for Inuvialuit Game Council.

Smith, M.H.

1995 *Our Home or Native Land?* Toronto: Stoddart.

スチアート ヘンリ

1998 「先住民族が成立する条件—理念から現実への軌跡」『周辺民族の現在』 pp. 235-263, 世界思想社。

苑原俊明

2001 「北方圏の先住民族と資源管理—国際法の視点から—」『大東法学』10(2): 51-60。

Usher, Peter J.

1971 The Canadian Western Arctic-A Century of Change. *Anthropologia*. (N.S) XIII (1and2): 169-183.

Weinstein, Marty

1994 The Role of Tenure and the Potlatch in Fisheries Management by Northwest Pacific Coast Aboriginal Societies. A Paper Presented at the American Fisheries Society First Nations Fisheries Workshop, Vancouver, BC.

1999 Pieces of the Puzzle: Solutions for Community-Based Fisheries Management from Native Canadian, Japanese Cooperatives, and Common Property Researches. *The Georgetown International Law Review* 12: 375-312.

Wenzel, George

1978 The Harp-seal Controversy and the Inuit Economy *Arctic* 31(1) :3-6.

Wilson, C.R., and C. Urion

1995 Nations Prehistory and Canadian History, In C.R.Wilson et al (eds.) *Native Peoples: The Canadian Experience*, pp. 22-66. Toronto: Oxford University Press.

Wheeler, Polly

1988 State and Indigenous Fisheries Management: The Alaskan Context. In M.M.R.Freeman and L.N.Carbyn (eds.). *Traditional Knowledge and Renewable Resource Management in Northern Regions*, pp. 38-47. Edmonton: Boreal Institute for Northern Studies.

